議案第　号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３０年１２月　　日提出

富里市長　　相　川　　堅　治

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和４３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書及び第２４条中「５４万円」を「５８万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成３１年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は，平成３１年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成３０年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。